

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応 (No. 3 - 26)

件名	エンドピース酸・水洗浄槽における燃料集合体上部端末のバスケットへの引っかかり									
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 前処理建屋: エンドピース酸・水洗浄槽</p> <p>(2) 発生の状況 エンドピース酸・水洗浄槽の運転中</p> <p>(3) 概要 燃料集合体の上部端末スプリングのせん断が不十分だったため、伸びたスプリングがエンドピースを収納するバスケットに引っかかり、エンドピース酸・水洗浄槽のバスケット及びそのドアの動作不良が発生し、エンドピース酸・水洗浄槽が停止</p>									
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 前処理建屋せん断処理・溶解廃ガス処理設備及び前処理建屋換気設備が稼働しているエンドピース酸・水洗浄槽内での事象及びそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 エンドピース酸・水洗浄槽動作不良に伴いせん断を停止するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 端末の引っかかりの復旧作業は、セル外からの遠隔作業なので、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 下流の工程の運転に影響が生じる。 せん断が停止することにより、前処理建屋内の溶解設備以降の工程の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋と分離建屋の中間にある一時的な貯留槽(計量後中間貯槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>									
対応の概要	<p>(1) バスケットを上下移動させ、端末の引っかかりを解除する。</p> <p>(2) 解除できなかった場合、工具などにより、端末の引っかかりを解除する。</p> <p>(3) ひっかかり解除後、定められた操作手順に従い、溶解設備の運転を再開する。</p>									
公表区分	毎月集約して月1回公表(ホームページへ掲載)									
対応区分	<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転系統を切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES) のレベル</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0以下</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> </tr> </table> <p>(レベル2以下は工場外への影響はない) → 放射性物質の外部放出 → 工場外への影響</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下 → 放射性物質による汚染、被ばく等 → 工場内への影響</p> <p>運転制限範囲からの逸脱等 → 多重防護の劣化</p>	0以下	1	2	3	4	5	6	7
0以下	1	2	3	4	5	6	7			

事象概要

